幼保連携型認定こども園

主　眼　事　項	着　　眼　　点
第１　教育･保育環境の整備に関する事項	(1)　認可基準その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項を確認する。 ① 学級編成及び職員配置の状況 ② 認可定員の遵守状況 ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 ④ 教育・保育を行う期間・時間 ⑤ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（労働条件の改善研修の計画的実施等）
第２　教育･保育内容に関する事項	(1)　要領その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認する。 ①　教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成 ②　指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価（園児の多様性及び発達の連続性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等） ③　小学校教育との円滑な接続（指導要録の作成及び進学先への送付、小学校の児童・教師との交流、小学校教育へ円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫等） ④　子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携 ⑤　職員による、園児に対する虐待その他その心身に有害な影響を与える行為の未然防止及び発生時の対応に関する措置
第３　健康・安全・給食に関する事項	(1)　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認する。 ①　健康の保持増進に関する取組状況（学校保健計画の策定、健康診断の実施、感染症等の予防、園児の心身の状況等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等） ②　事故防止・安全対策に関する取組状況（乳幼児突然死症候群の防止、学校安全（施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、救急救命講習の受講及び消防訓練の実施、職員の研修等）に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓練等の実施並びに地域の関係機関との連携、重大事故の報告、重大事故の再発防止の措置（当該事故に係る検証が実施された場合には、その結果を踏まえた対応状況等を含む。）等） ③　給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況（給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、３歳未満児に対する献

主　眼　事　項	着　　眼　　点
	立・調理等についての配慮、食育計画の作成等） なお、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、自動車の運行等の場面については、重大事故が発生しやすいこと等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日付け府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知中別添）を踏まえるなどして、以下の対策を講じているかに留意する。 ア　睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮しているか、園児を一人にしていないか、安全な睡眠環境を整えているか。 イ　プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 ウ　園児の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の園児の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 　また、食物アレルギーのある園児については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 エ　窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育教諭等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に実施しているか。 オ　園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を適切に確認しているか。 カ　通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和４年12月20日国土交通省送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する園児の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて園児の所在を適切に確認しているか。（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。） キ　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。